

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成31年1月9日

水曜日

第4446号

目次

告示

- 道路の区域変更 1
- 道路の供用開始 2
- 指定居宅サービス事業者の指定 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定 4
- 都市計画事業の事業計画の変更認可

公告

- 開発行為の工事完了 5
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 7
- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 9

告示

富山県告示第1号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月9日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成31年1月9日

富山県知事 石井 隆一

道路の種類及び路線名	区間	変更前後別	記号	敷地の幅員メートル	延長メートル	縦覧場所
県道 富山魚津線	富山市岩瀬御蔵町7番2から	変更前		最大 22.9 最小 15.1	98.9	富山土木センター

	富山市岩瀬御蔵町1番まで	変更後		最大 29.0 最小 15.5	97.4	
県道 新湊庄川線	射水市島1314番2から 射水市島 107番3地先まで	変更前		最大 32.4 最小 9.2	305.0	高岡土木 センター
	射水市島1315番4から 射水市島 107番3地先まで	変更後		最大 32.4 最小 16.6	305.0	
県道 富山高岡線	射水市鷺塚59番4地先から	変更前		最大 15.2 最小 14.6	255.0	高岡土木 センター
	射水市手崎字前田 180番地先まで	変更後		最大 39.0 最小 14.6	255.0	

富山県告示第2号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月9日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成31年1月9日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 新湊庄川線	射水市島1315番4から 射水市島 107番3地先まで	平成31年1月9日	高岡土木 センター

県道 小杉婦中線	射水市鷺塚 602番 1 から 射水市戸破字神明 509番 2 まで	平成31年1月9日	高岡土木 センター
県道 富山高岡線	射水市鷺塚59番 4 地先から 射水市手崎字前田 180番地先まで	平成31年1月9日	高岡土木 センター

富山県告示第3号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成31年1月9日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1660790039	
指定年月日	平成31年1月1日	
申請者	名称	ナースソフィア株式会社
事業所	所在地	富山県黒部市出島 977番地 ハイムグリンデル 201号室
	名称	訪問看護ナースソフィアにいかわ
サービスの種類	訪問看護	

事業所番号	1670900537	
指定年月日	平成31年1月1日	
申請者	名称	社会福祉法人 小矢部福祉会
事業所	所在地	富山県小矢部市浅地 121番地
	名称	特別養護老人ホームほっとはうす千羽 ふたば 館 空床型短期入所生活介護
サービスの種類	短期入所生活介護	

富山県告示第4号

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成31年1月9日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1660790039	
指定年月日	平成31年1月1日	
申請者	名称	ナースソフィア株式会社
事業所	所在地	富山県黒部市出島 977番地 ハイムグリンデル 201号室
	名称	訪問看護ナースソフィアにいかわ
サービスの種類	介護予防訪問看護	

富山県告示第5号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月9日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・4・254号 経堂中間島線

3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成21年12月11日から平成36年3月31日まで

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成31年1月9日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市黒河522番1、523番1、525番、526番及び527番	/	/	高岡市中田5065番地	酒井 信之
射水市橋下条1359番4	/	/	射水市土合1499番地	石野 泰賀
射水市橋下条1359番5	/	/	射水市太閤山10丁目8番地2	菅原 智子
射水市橋下条1359番6	/	/	射水市串田853番地1	折橋 昭憲
射水市橋下条1359番7	/	/	射水市太閤山2丁目4番地 県営住宅11-105	柿島 拓矢
射水市北高木672番10及び674番6	/	/	高岡市能町1584番地53 ドルチェビータ101号	釣 秀太郎 釣 里奈

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年1月9日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

(仮称) 富山市下飯野土地区画整理事業11街区 富山市下飯野土地区画整理事業地内11街区

2 店舗を設置する者 株式会社原信

3 店舗において小売業を行う者 株式会社原信 ほか4

4 新設の日 平成31年8月21日

5 店舗面積の合計 5,330㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物1北側 298台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物2東側 ほか 161台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物1東側 ほか 135㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物1内東側 ほか 55.40㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前7時及び翌午前0時 ほか

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～翌午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所 敷地北側 ほか

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前4時～午後10時 ほか

8 届出の日 平成30年12月20日

9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

10 縦覧期間 平成31年1月9日から平成31年5月9日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年1月9日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

イオンモール高岡 高岡市下伏間江383番地

2 店舗を設置する者 イオンモール株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）54,200㎡

（変更後）72,700㎡

(2) 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）既存店舗敷地内 ほか 3,500台

（変更後）既存店舗敷地内 ほか 3,870台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）本棟北東側 ほか 270台

（変更後）本棟北東側 ほか 470台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）別棟北側 ほか 944㎡

（変更後）別棟北側 ほか 1,058㎡

(5) 廃棄物等保管施設の位置及び容量

（変更前）別棟1内東側 ほか 511.00㎡

- (変更後) 別棟1内東側 ほか 571.00㎡
- (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 24時間 ほか
(変更後) 24時間 ほか
- (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 24時間 ほか
(変更後) 24時間 ほか
- (8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 9箇所 本棟敷地北側 ほか
(変更後) 14箇所 本棟敷地北側 ほか
- (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前4時～午後10時 ほか
(変更後) 午前4時～午後10時 ほか
- 4 変更の日 平成31年9月30日
- 5 変更の理由 買い物ニーズに対応する増床、それに伴う施設配置及び運営方法
の変更
- 6 届出の日 平成30年12月26日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 平成31年1月9日から平成31年5月9日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所(法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名) (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月9日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成30年12月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人医療過疎を考える会

3 代表者の氏名

大野 利之

4 主たる事務所の所在地

富山県高岡市戸出町3丁目21番地39号

5 定款に記載された目的

この法人は、医療過疎改善の為に医療機関の様々な問題に対する調査・分析を行い、医療施設運営に関する総合的な適正情報の提供、求人に関する広報活動、国内外の医師及び医療関係者に対する専門的知識・手技の研修・講習による人材育成の啓発活動を通じて、広く一般市民へ安定した医療サービスの提供に寄与する事を目的とする。

